

榛東村スポーツ協会表彰規程

(目的)

第1条 競技優秀者並びにスポーツ功労者を本規定の定めるところにより表彰し、以て榛東村のスポーツの健全な発展に寄与することを目的とする。

(推薦選考)

第2条 推薦は、下の機関団体（以下、「推薦母体」という）から推薦された者、又はスポーツ競技大会奨励金申請を受けた者、もしくは第4条の表彰基準に準ずる資料を添えて申請した者について、選考委員会において選考する。

- (1) 榛東村スポーツ協会加盟の専門部長
- (2) 榛東村立小・中学校長
- (3) 榛東村教育委員会

(選考委員会)

第3条 前条による選考委員会は、榛東村スポーツ協会会長、副会長をもって構成する。

(受彰者の資格)

第4条 表彰は、村民を対象とする（本村出身者の高校生以上・本村教員については在籍していなくてもよい）。団体競技については、大会に出場した登録選手とする。

(1) 競技優秀者賞

- ア その年度に国体、又は全国的な大会に県又は関東の代表として出場した者
- イ その年度に関東大会以上の大会で入賞した者
- ウ その年度で全県的な大会において優秀な成績（3位以内）を収めた者

(2) スポーツ協会功労者賞

- ア 本会の役員として功労のあった者で、社会スポーツに対する理解と協力の実績があり
適当と認められた者
- イ スポーツの普及振興、選手育成指導に10年以上貢献し顕著な功績のあった者

(3) スポーツ協会特別賞

- ア スポーツ協会の主催する自治会対抗競技の全種目に出場、または同等と認められる自治会のスポーツ支部長
- イ 健全なスポーツの普及・発展に貢献した支部および専門部
- ウ 会長が特に推薦し、選考委員会で認めた者

(具申の方法)

第5条 推薦母体は、前条に該当するものがあるときは、次の書類を整えてスポーツ協会事務局に指定期日までに提出するものとする。

- (1) 表彰候補者の所属、氏名、生年月日、職業、住所
- (2) 推薦理由及びこれを証するに足る資料
- (3) 推薦母体代表者の氏名、印

(表彰期日・方法)

第6条 表彰は、競技優秀者・功労者表彰式において行うものとする。
表彰状・記念品を授与して行う。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月15日から施行する。